

教育委員会事務局 学校運営支援センター

臨時的任用職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- ・教職員の給与・報酬・旅費等の支給に関する事務
- ・電話対応等を含む、その他必要な事務

3 応募資格

次のいずれにも該当する者

(1) パソコン（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる者

(2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上 (1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分（週 5 日勤務）【休憩時間 45 分】

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(3) 勤務場所

大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

(4) 報酬等

募集時点の初任給（地域手当（給料月額の 16%）を含む。）は、213,556 円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(5) 休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：7 日 付与期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日
特別休暇	・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護等休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

その他、部分休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合短期組合員）・厚生年金保険・雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業等への従事（兼業）はできません。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年9月17日(水曜日)

午前10時から午後5時までの間で(受付は午前9時30分から)受験案内で指定する時間

場所：学校運営支援センター(大阪市西成区天下茶屋1-16-5)の会議室等

8 申込方法等

次の書類等を持参または送付してください。なお送付する場合は簡易書留等の記録が残る方法で送付してください。普通郵便等の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

(1) 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

ウ 申し立て書

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(2) 受付期間

令和7年8月25日(月曜日)から令和7年9月10日(水曜日)まで

ア 郵送する場合

・9月10日(水曜日)必着です。

・「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

・申込書送付先は、下記のとおりです。

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-16-5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当(給与計理グループ)

イ 持参する場合

- ・土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までにご持参ください。
最終日の午後 5 時を過ぎると受付できませんのでご注意ください。
- ・申込書受付場所は、学校運営支援センター 給与・システム担当（4 階）給与計理グループです。

（３）受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和 7 年 9 月 11 日（木曜日）までに受験者本人あてに郵送します。

なお、令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）午後 1 時までに受験案内が届かない場合は同日午後 5 時までに大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター給与・システム担当（給与計理グループ）へ連絡してください。

（４）結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター給与・システム担当（給与計理グループ）
〒557—0014 大阪市西成区天下茶屋 1-16-5
電話：06-6115-7873 ファックス：06-6115-8118

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）**（倫理原則）**

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと